

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第七項第二号</p> <p>二 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第五項</p> <p>三 法第二十三条の二第二項第三号（法第六十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>四 法第二十四条第九項第二号</p> <p>五 法第三十七条の二第四項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第七項第二号</p> <p>二 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第五項</p> <p>三 法第二十三条の二第二項第三号（法第六十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>四 法第二十四条第九項第二号</p> <p>五 法第三十七条の二第四項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）</p>

- 六 法第三十八条第十一項第三号
- 七 法第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号
- 八 法第四十八条の六第三項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）
- 九 法第四十八条の七第四項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）
- 十 法第五十一条第三項第二号
- 十一 法第五十四条の十六第二項第二号
- 十二 法第六十一条の二第二項第三号
- 十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第十項第三号
- 十四 法第六十一条の四第二項第三号
- 十五 法第六十一条の五第八項第三号
- 十六 法第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三十七條の二第一項、第三百三十七條の三第三号、第四百四十三條第四号、第四百四十九條第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的

- 六 法第三十八条第十一項第三号
- 七 法第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号
- 八 法第四十八条の六第三項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）
- 九 法第四十八条の七第四項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）
- 十 法第五十一条第三項第二号
- 十一 法第五十四条の十六第二項第二号
- 十二 法第六十一条の二第二項第三号
- 十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第十項第三号
- 十四 法第六十一条の四第二項第三号
- 十五 法第六十一条の五第八項第三号
- 十六 法第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七條の二第一項、第三百三十七條の三第三号、第四百四十三條第四号、第四百四十九條第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同

記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ロ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ハ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ロ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ハ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

ニ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

ホ 法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務

ト 法第五十四条第三項の規定による認可を受けて行う会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二の四第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ 法第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項ただし書の規定による認可を受けた認可対象会社（同条第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき

ニ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

ホ 法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務

ト 法第五十四条第三項の規定による認可を受けて行う会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二の四第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ 法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項に規定する認可対象会社をいう。第五十三条第四項第一号イを除き、以下同じ。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき

ハ 法第五十四条の二十三第十七項各号に該当するとき

ニ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ホ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第百条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。）

三 法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号の規定による金庫、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合

四 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項に係る定款又は業務の種類若しくは方法の変更をする場合

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第九項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十四条第十項、第六十六条第十一項、第六十六条の二第五項、第六十八条第三項、第六十九条の二第五

「号の細分を加える。」

ハ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ニ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第百条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。）

三 法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号の規定による金庫、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合

四 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項に係る定款又は業務の種類若しくは方法の変更をする場合

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第百条第七項におい

項、第七十条第十六項、第八十条第三項、第八十六条第三項及び第百条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。
（の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）及び外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第六十九条の二第一項第一号及び第七十条第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議

て準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）及び外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第六十九条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限

決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受け
たもの

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使

責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受け
たもの

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使

について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3 金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした金庫が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(役員等の兼職又は兼業の認可の申請等)

第十九条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十五条第一項ただし書の規定により、他の金庫若しくは法人（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 金庫における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四 他の金庫等の常務に従事しようとする場合には、当該他の金庫等における常務の処理方法及び金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の金庫等の定款、

について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3 金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした金庫が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(役員等の兼職又は兼業の認可の申請等)

第十九条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十五条第一項ただし書の規定により、他の金庫若しくは法人（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 金庫における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四 他の金庫等の常務に従事しようとする場合には、当該他の金庫等における常務の処理方法及び金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の金庫等の定款、

最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る金庫の役員等が金庫を代表すること又は金庫の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の金庫等の常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

3 第一項の規定による金庫に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る金庫の役員等が金庫を代表すること又は金庫の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の金庫等の常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

「項を加える。」

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類(法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。)には、責任を免除した役員等に与える前条第二項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

(臨時総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四十条の二 法第四十三条第四項(法第六十三条において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める方法は、第二条第一項第二号に掲げる方法とする。

(招集の決定事項)

第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第一項第一号に規定する総会が通常総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る通常総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十五条第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき(

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類(法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。)には、責任を免除した役員等に与える前条第四項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

「条を加える。」

(招集の決定事項)

第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第一項第一号に規定する総会が通常総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る通常総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十五条第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき(

次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない会員全員の同意がある場合

三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ 第四十四条の規定により総会参考書類に記載すべき事項

ロ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した日から七日を経過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した日から七日を経過した日以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 第四十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第四十六条第一項の措置をとることにより会員に対して提供する総会参考書類に記載しないものとする事項

ヘ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合にお

次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない会員全員の同意がある場合

三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ 第四十四条の規定により総会参考書類に記載すべき事項

ロ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した日から七日を経過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を發した日から七日を経過した日以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 第四十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第四十六条第一項の措置をとることにより会員に対して提供する総会参考書類に記載しないものとする事項

ヘ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、

いて、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 法第四十五条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合

法第十二条第七項において準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合

法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項

四 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第四十五条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の会員が同一の議案につき法第十二条第七項において準用する会社法第三百十一条第一項又は第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであると

当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 法第四十五条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合

法第十二条第七項において準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合

法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項

四 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の会員が同一の議案につき法第十二条第七項において準用する会社法第三百十一条第一項又は第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであると

きにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第十二条第二項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等（法第三十五条の六において準用する会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。）

ハ 定款の変更

ニ 事業の譲渡又は譲受け

ホ 合併

（総会参考書類）

第四十三条 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた金庫が行った総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による総会参考書類の交付とする。

2 理事が総会参考書類に記載すべき事項について招集通知を发出

きにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第十二条第二項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等（法第三十五条の六において準用する会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。）

ハ 定款の変更

ニ 事業の譲渡又は譲受け

ホ 合併

（総会参考書類）

第四十三条 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた金庫が行った総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による総会参考書類の交付とする。

2 理事が総会参考書類に記載すべき事項について招集通知を发出

した日から総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 法第五十三条第三項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会員のためにする債務の保証又は手形の引受け
 - 二 卒業会員のためにする債務の保証又は手形の引受け
 - 三 法第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証（金融庁長官が定めるものに限る。）
 - 四 国税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証
 - 五 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け
 - 六 当該信用金庫に対する預金又は定期積金の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）
- 2 法第五十三条第三項第三号に規定する有価証券の貸付けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 会員に対する有価証券の貸付け

した日から総会までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 法第五十三条第三項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会員のためにする債務の保証又は手形の引受け
 - 二 卒業会員のためにする債務の保証又は手形の引受け
 - 三 法第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証（金融庁長官が定めるものに限る。）
 - 四 国税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証
 - 五 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け
 - 六 当該信用金庫に対する預金又は定期積金の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）
- 2 法第五十三条第三項第三号に規定する有価証券の貸付けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 会員に対する有価証券の貸付け

<p>二 卒業会員に対する有価証券の貸付け</p> <p>三 その他金融庁長官が別に定める有価証券の貸付け</p> <p>3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条及び第四百四条において同じ。）の預金証書</p> <p>二 コマーシャル・ペーパー</p> <p>三 住宅抵当証書</p> <p>四 貸付債権信託の受益権証書</p> <p>四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書</p> <p>六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</p> <p>七 法第五十三条第三項第十一号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規</p>	<p>二 卒業会員に対する有価証券の貸付け</p> <p>三 その他金融庁長官が別に定める有価証券の貸付け</p> <p>3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条及び第四百四条において同じ。）の預金証書</p> <p>二 コマーシャル・ペーパー</p> <p>三 住宅抵当証書</p> <p>四 貸付債権信託の受益権証書</p> <p>四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書</p> <p>六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</p> <p>七 法第五十三条第三項第十一号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規</p>
---	---

定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第五十三条第三項第五号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5 法第五十三条第三項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第七号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

6 法第五十三条第三項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十四条第三項第四号において同じ

定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第五十三条第三項第五号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5 法第五十三条第三項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第七号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

6 法第五十三条第三項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十四条第五項第四号において同じ

。に係る取引

7 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生する危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一

。に係る取引

7 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生する危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一

方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

8 法第五十三条第三項第十三号に規定する信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

9 法第五十三条第三項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。第五十三条第八項において同じ。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。第五十三条第八項において同じ。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

10 法第五十三条第三項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、卒業会員とする。

11 法第五十三条第三項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び第五十三条第十項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

8 法第五十三条第三項第十三号に規定する信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

9 法第五十三条第三項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。第五十三条第八項において同じ。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。第五十三条第八項において同じ。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

10 法第五十三条第三項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、卒業会員とする。

11 法第五十三条第三項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び第五十三条第十項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

12 法第五十三条第三項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

13 法第五十三条第三項第二十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該信用金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫の同条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該信用金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。事業（以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者

12 法第五十三条第三項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。
「項を加える。」

派遣の対象となるものに限る。第五十三条第十二項第二号、第六十四条第四項第三号及び第六十六条の三第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該信用金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会員のためにする債務の保証又は手形の引受け
- 二 法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会員のためにする債務の保証又は手形の引受け
- 二 法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務

の保証（金融庁長官が定めるものに限る。）

三 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け

四 当該信用金庫連合会がその総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

五 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の会員のためにする債務の保証又は手形の引受け

六 当該信用金庫連合会が株式会社国際協力銀行とともに行う資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証（株式会社国際協力銀行が行う資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）

七 当該信用金庫連合会の会員以外の者のためにする債務の保証又は手形の引受け（前各号に掲げる債務の保証又は手形の引受けを除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者のためにする債務の保証又は手形の引受けに限る。）

2 法第五十四条第四項第三号に規定する有価証券の貸付けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 会員に対する有価証券の貸付け

二 その他金融庁長官が別に定める有価証券の貸付け

3 法第五十四条第四項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金の預金証書

の保証（金融庁長官が定めるものに限る。）

三 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け

四 当該信用金庫連合会がその総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

五 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の会員のためにする債務の保証又は手形の引受け

六 当該信用金庫連合会が株式会社国際協力銀行とともに行う資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証（株式会社国際協力銀行が行う資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）

七 当該信用金庫連合会の会員以外の者のためにする債務の保証又は手形の引受け（前各号に掲げる債務の保証又は手形の引受けを除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者のためにする債務の保証又は手形の引受けに限る。）

2 法第五十四条第四項第三号に規定する有価証券の貸付けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 会員に対する有価証券の貸付け

二 その他金融庁長官が別に定める有価証券の貸付け

3 法第五十四条第四項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金の預金証書

- 二 コマーシャル・ペーパー
- 三 住宅抵当証書
- 四 貸付債権信託の受益権証書
- 四の二 抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券
- 五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書
- 六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
- 七 法第五十四条第四項第十一号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
- 4 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。
 - 一 当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社としてしている外国銀行
 - イ 法第五十四条の二十三第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可
 - ロ 法第五十四条の二十三第五項ただし書に規定する認可

- 二 コマーシャル・ペーパー
- 三 住宅抵当証書
- 四 貸付債権信託の受益権証書
- 四の二 抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券
- 五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書
- 六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
- 七 法第五十四条第四項第十一号又は第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
- 4 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。
 - 一 当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社としてしている外国銀行
 - イ 法第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第六項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可
 - ロ 法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四

ハ 法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する

認可

二 当該信用金庫連合会の子会社でない外国銀行

5 法第五十四条第四項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第六項に規定するものとする。

6 法第五十四条第四項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十条第七項各号に掲げるものとする。

7 法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第七項各号に掲げるものとする。

8 法第五十四条第四項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等について商品市場における相場を利用して行う商品先物取引法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

9 法第五十四条第四項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の会員

二 当該信用金庫連合会の会員以外の者（前号に掲げる者を除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者に限る。）

条の二十一第四項ただし書に規定する認可

ハ 法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する

認可

二 当該信用金庫連合会の子会社でない外国銀行

5 法第五十四条第四項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第六項に規定するものとする。

6 法第五十四条第四項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十条第七項各号に掲げるものとする。

7 法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第七項各号に掲げるものとする。

8 法第五十四条第四項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等について商品市場における相場を利用して行う商品先物取引法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

9 法第五十四条第四項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の会員

二 当該信用金庫連合会の会員以外の者（前号に掲げる者を除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者に限る。）

10 法第五十四条第四項第十七号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11 法第五十四条第四項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

12 法第五十四条第四項第二十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該信用金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫連合会の同条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないうちにおいて、当該信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 経営相談等業務

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫連合会の行う業務に関連して行う

10 法第五十四条第四項第十七号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11 法第五十四条第四項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

〔項を加える。〕

ものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。)

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該信用金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該信用金庫連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

13 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する信用金

12 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する信用金

庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第五十四條の二十三第一項第十号に規定する信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、金庫の子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定する子会社等をいい、信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の子会社（法第五十四條の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第五十四條の二十三第一項第十号に規定する信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四條の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該金庫又は当該金庫の金庫集団及び次に掲げる者

- イ 信用金庫等
- ロ 信用金庫等集団
- ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

- 一 信用金庫等 次に掲げる者
- イ 金庫（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の二十一第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第四百九十九条第二項を除き、以下同じ。））、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。））又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。））（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を

営む外国の会社に限る。)を含む。)

へ 株式会社商工組合中央金庫

二 信用金庫等集団 前号に規定する信用金庫等及びその子会社の集団又は当該信用金庫等の子銀行(当該信用金庫等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。)及び当該信用金庫等の子銀行以外の子会社の集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信用金庫等の子会社について準用する。

4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一 他の事業者のための不動産(原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を

「項を削る。」

2 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号に掲げる業務に該当するものを除く。)とする。

一 他の事業者等のための不動産(原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を

を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

「号を削る。」

七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい
る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の

行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（第八十条及び第三十条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい
る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
十の二 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の

回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、發送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは

の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、發送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を

は保守を行う業務を含む。)

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第五十四条の二十三第三項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財

行う業務を含む。)

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第五十四条の二十三第三項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した

産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の第二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の第二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当す

財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の第二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の第二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

るものを除く。)の代理又は媒介

一 四 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。

)が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)
の代理又は媒介

一 五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

一 六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。)

二 二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領

一 四 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。

)が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)
の代理又は媒介

一 五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一 六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。)

二 二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領

することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 信用金庫電子決済等代行業（法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号、第七号の二、第十七号及び第二十号又は第五十四条第四項第七号、第七号の二、第十七号及び第二十号）に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第五十四条第一項におい

することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 信用金庫電子決済等代行業（法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号、第七号の二及び第十七号又は第五十四条第四項第七号、第七号の二及び第十七号）に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第五十四条第一項におい

て「保険募集」という。)

三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第五十四条第一項において「保険媒介業務」という。)

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第七十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十四号並びに第七十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号

て「保険募集」という。)

三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第五十四条第一項において「保険媒介業務」という。)

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第七十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十四号並びに第七十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号

において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

十一 機械類その他の物件を使用させる業務(法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て

において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

十一 機械類その他の物件を使用させる業務(法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て

満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含み、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定す

満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）として行う業務（信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含み、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定す

る投資助言業務をいう。第一百十二条の二及び第一百十二条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 経営相談等業務

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として子会社対象会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

る投資助言業務をいう。第一百十二条の二及び第一百十二条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として子会社対象会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十八の四 法第五十三条第六項第七号又は法第五十四条第五項第七号に掲げる業務

十八の五 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げるものを除く。）

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十八の四 法第五十三条第六項第七号又は法第五十四条第五項第七号に掲げる業務

十八の五 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に該当するものを除く。）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連連業に該当するものを除く。）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業（同条第一項に規定する保険業をいう。第七十条第一項第二号及び第百四条第一項第三号において同じ。）に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連連業に該当するものを除く。）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信用金庫連合会（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合に限り、当該信用金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する信用金庫連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行、法第五十四条の二十三第一項第五号に規定する信託専門会社又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第五十四条の二十三第二項第八号に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社の議決権を保有する信用金庫連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

4 法第五十四条の二十一第一項第五号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項及び第六十六条の三において「障害者雇用促進法」という。）第

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

〔項を加える。〕

四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関連会社又は関係子会社をいう。第六十六条の三において同じ。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用金庫の法第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該信用金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないものの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し

、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号及び第六十六条の三第七号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第五十四条の二十一第一項第二号から第五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

5|| 法第五十四条の二十一第三項に規定する内閣府令で定める会社は、前項に規定する会社とする。

6 法第五十四条の二十三第二項第三号に規定する内閣府令で定め

「項を加える。」

6 法第五十四条の二十三第二項第三号に規定する内閣府令で定め

るものは、次に掲げるものとする。

- 一 第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 7 法第五十四条の二十三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 8 法第五十四条の二十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 〔項を削る。〕

るものは、次に掲げるものとする。

- 一 前項第十九号から第二十三号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 7 法第五十四条の二十三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 8 法第五十四条の二十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 9 法第五十四条の二十三第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）

「項を削る。」

「項を削る。」

9 法第五十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10 法第三十二条第七項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

10 法第五十四条の二十三第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

11 法第五十四条の二十三第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13 第五十三条第十二項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準

(法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第六十五条 法第五十四条の二十一第二項本文又は第五十四条の二十三第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

二 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

三 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)(当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法第一百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第六十七条第一項第六号において同じ。)

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

用する。

(法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第六十五条 法第五十四条の二十一第二項本文(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

二 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

三 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)(当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。)

四 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法第一百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第六十七条第一項第六号において同じ。)

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第五十四条の二十一第二項ただし書又は第五十四条の二十三第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第五十四条の二十一第四項又は第五十四条の二十三第五項に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第五十四条の二十三第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第五十四条の二十三第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)
第六十六条 金庫は、認可対象会社(当該金庫が信用金庫である場

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第五十四条の二十一第二項ただし書(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第五十四条の二十一第四項(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)
第六十六条 金庫は、認可対象会社(当該金庫が信用金庫連合会で

合にあつては、法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社（同条第一項第十四号に掲げる会社（第六十六条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第

ある場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第

十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社(信用金庫連合会にあつては、当該認可対象会社を子会社とする法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。)に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて保有することとなる場合

十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて保有することとなる場合

には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項
を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした金庫（以下この項において「申請金庫」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請金庫及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請金庫が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書又は第五十四条の二十三第五項ただし書の規定による認可（信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し

には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項
を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした金庫（以下この項において「申請金庫」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請金庫及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請金庫が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第百条第一項第十一号の二において同じ。）以外の外国の会社を

、又は保有することとなつた他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)及び同条第七項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

4 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第八項の規定による

子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることに
ついでに承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる
書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次

引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、

財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第五十四条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書(法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。)

の規定による認可(信用金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度

に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(これらに類する書面を含む。) その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

三 其他法第五十四条の二十三第八項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

5 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第十項の規定による同条第六項の期間又は同条第十項の規定により延長された期間の延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。) その他最近における業務、

化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。)について準用する。

「項を加える。」

財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第五十四条の二十三第十項の規定による延長に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

6 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第十一項の規定による子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用金庫連合会及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率

〔項を加える。〕

の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

7 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請信用金庫連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

「項を加える。」

-
- 二 申請信用金庫連合会及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
 - 三 申請信用金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
 - 四 当該申請の時にいて申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
 - 五 申請信用金庫連合会が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
 - 六 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
 - 七 申請信用金庫連合会が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第五十四条の二十三第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、申請信用金庫連合会が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金
-

融関連業務会社を除く。)を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第十二項ただし書の規定による認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第五項において準用する同条第三項及び法第五十四条の二十三第十三項において準用する同条第四項の規定による認可(他業業務高度化等会社)に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。)について準用する。

10 第四項の規定は、法第五十四条の二十三第十四項の規定による承認について準用する。この場合において、第四項第三号中「第五十四条の二十三第八項」とあるのは、「第五十四条の二十三第十四項」と読み替えるものとする。

11 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号(第三項及び第九項において準用する場合を含む。)、第二項第一号、第三項、第五項第二号、第六項第五号(第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項第一号及び第四号(第八項において準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

(他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等)

第六十六条の二 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第五項において準用する同条第三項及び法第五十四条の二十三第七項において準用する同条第六項の規定による認可(業務高度化等会社)に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。)について準用する。

「項を加える。」

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

(業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第六十六条の二 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決

権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用金庫連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る他業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用金庫連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、
財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を
含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係
る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて
取得し、又は保有することにより、当該信用金庫連合会又はそ
の子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を
超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及
び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項
を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、
次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用金庫連合会(以下この項において「申請
信用金庫連合会」という。)の会員勘定の額が当該申請に係る
他業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足り
る十分な額であること。

二 当該申請に係る他業務高度化等会社に対する出資が全額毀
損した場合であつても、申請信用金庫連合会及びその子会社等
(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書そ
の他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書
面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を
含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合
算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて
取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を
子会社とすることにより、当該信用金庫連合会又はその子会社
が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保
有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の
内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項
を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、
次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用金庫連合会(以下この項において「申請
信用金庫連合会」という。)の会員勘定の額が当該申請に係る
業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十
分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損し
た場合であつても、申請信用金庫連合会及びその子会社等(当
該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損益の

益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請信用金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業務高度化等会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

状況が良好であることが見込まれること。

三 申請信用金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいお

八 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社
社の顧客に対し、申請信用金庫連合会の信用金庫連合会として
の取引上の優越的地位又は当該他業務高度化等会社の業務に
おける取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用金庫連
合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業務高
度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利
益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められるこ
と。

九 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会
社が行う取引に伴い、申請信用金庫連合会又は当該他業務高
度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著し
いおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第五項ただし書の規定
による認可（信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準
議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた他業務高
度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて
保有すること）についての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十三第十三項に
おいて準用する同条第四項の規定による認可（他業務高度化等
会社に該当する子会社としようとする）についての認可に限る。

それがないと認められること。

八 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の
顧客に対し、申請信用金庫連合会の信用金庫連合会としての取
引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取
引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用金庫連合会の業
務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の
業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行
為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社
が行う取引に伴い、申請信用金庫連合会又は当該業務高度化等
社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれ
がないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第八項において準用す
る法第五十四条の二十一第四項ただし書の規定による認可（信用
金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超
えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の
議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること
又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社と
すること）についての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十三第七項にお
いて準用する同条第六項の規定による認可（業務高度化等会社に
該当する子会社としようとする）についての認可に限る。）及

。及び同条第十六項の規定による認可（他業務高度化等会社について引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについての認可に限る。）について準用する。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（それぞれ前二項において準用する場合を含む。）並びに前二項に規定する議決権について準用する。

（一定の業務高度化等会社）

第六十六条の三 法第五十四条の二十三第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫連合

び同条第九項の規定による認可について準用する。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

〔条を加える。〕

会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫連合会の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社

対象会社（法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社）

第六十六条の四 法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げるもの並びにこれらに附帯する業務とする。

（金庫による金庫グループの経営管理の内容等）

第六十六条の五 法第五十四条の二十一の二第二項第一号又は第五十四条の二十四第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 金庫グループ（法第五十四条の二十一の二第一項に規定する信用金庫グループ又は法第五十四条の二十四第一項に規定する信用金庫連合会グループをいう。次号及び第三項において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における金庫グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十四条の二十一の二第二項第三号又は第五十四条の二十

〔条を加える。〕

（信用金庫連合会による信用金庫連合会グループの経営管理の内容等）

第六十六条の三 法第五十四条の二十四第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用金庫連合会グループ（法第五十四条の二十四第一項に規定する信用金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十四条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定め

四第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、金庫における当該金庫グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十四条の二十一の二第二項第四号又は第五十四条の二十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該金庫グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における金庫グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）
第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
- 三 金庫又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理

る体制は、当該信用金庫連合会における当該信用金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十四条の二十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）
第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
- 三 金庫又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理

的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該金庫又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式又は持分の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換（当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 新規事業分野開拓会社等（第七十条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第六十九条の二第四項において同じ。）の議決権について第七十条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同項ただし書に規定する事業再生会社をいう。第六十九条の二第四項において同じ。）の議決権について第七十条第十二項の規定による処分を行おうとするとき

的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該金庫又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式又は持分の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換（当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 新規事業分野開拓会社等（第七十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第六十九条の二第三項において同じ。）の議決権について第七十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同条第十項に規定する事業再生会社をいう。第六十九条の二第三項において同じ。）の議決権について第七十条第十項の規定による処分を行おうとするとき

とするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 金庫又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた

きにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 金庫又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた

部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第一百条第一項第二十号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているものの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているものの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社
(当該金庫の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第十四項において同じ。))以外の会社に限る。)

2|| 前項に規定する会社のほか、会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。)であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)の第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3|| 第一項の規定にかかわらず、特定子会社(次条第十三項に規定する会社をいう。同条第十一項及び第十二項において同じ。))が

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第六十四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社(当該金庫の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第六項第二号トにおいて同じ。))以外の会社に限る。)

「項を加える。」

2|| 前項の規定にかかわらず、特定子会社(次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において

その取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社がその議決権を基準議決権数を超えて保有する会社（当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第三十二条第七項の規定は、前三項に規定する議決権につい

同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第十一條の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第三十二条第七項の規定は、前二項に規定する議決権につい

て準用する。

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用金庫連合会、その子会社(法第五十四条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。)その他第六十四条第一項に規定する者(次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該信用金庫連合会等」という。)の営む業務のために営むもの

- 二 第六十四条第三項各号に掲げる業務(当該信用金庫連合会が証券専門会社等(法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する証券専門会社(第六十九条第二号において「証券専門会社」という。))、同項第三号に規定する証券仲介専門会社(第六十九条第二号において「証券仲介専門会社」という。))又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合にあつては第六十四条第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が保険会社等(保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。))を子会社としていない場合にあつては第六十四条第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が信託専門会社等を

て準用する。

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

- 二 第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第五十四条の二十三第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。))を有する場合に限り、第六十四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。))を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第六十四条第二項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、当該信用金庫連合会等の営む業務のために営むもの

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第六十四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 第六十四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用金庫連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3 法第五十四条の二十三第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

の

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の二十三第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第六十四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用金庫連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会

五 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

社とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従

「号を削る。」

5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年

事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年

法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画(金庫等(金庫又は令第九条の六各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。)、株式会社商工組合中央金庫、保険会社(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。))が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他

法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画(金庫等(金庫又は令第九条の六各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。))、株式会社商工組合中央金庫、保険会社(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。))、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。))が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他

の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

九 当該会社に対する金銭債権を有する金庫等（当該金庫等がない場合にあつては、金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該金庫）及び前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項

の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

「号を加える。」

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第

第十二号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

7

法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員

一 項第十一号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第六十四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社(当該金庫の子会社等以外の会社に限る。)

「項を加える。」

となつてゐるもの

ロ 当該株式会社に金庫又はその子会社が出資してゐるもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施してゐる会社

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当してゐたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当してゐたものに準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当してゐたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当してゐたものに準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項

第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、第八項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社はその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下

第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第二号の二」又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社はその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規

この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。次項並びに第百条第一項第十五号、第十八号、第二十号及び第九項において同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)

(を)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、こ

事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第十一号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)

(を)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

の限りでない。

12 第五項及び第九項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

13 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百条第一項第十六号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

11 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第

務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 第六十四条第三項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14 法第五十四条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第二項各号及び第三項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を専ら営むものとする。ただし、同条第二項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、信用金庫の行う業務又はその子会社等の営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔号を削る。〕

五項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二、第三号の二若しくは第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

じ。)

二 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社又は第五十四条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第四号の二及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第五十四条の二十三第二項第六号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第六十四条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第五十四条の二十三第二項第七号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第六十四条第十項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十四条の二十三第二項第八号ニに規定する当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第六十四条第十一項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯

15 法第五十四条の二十三第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる会社を子会社とする持株会社

イ 信託兼営銀行

ロ 保険会社

ハ 少額短期保険業者

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第六十四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用金庫連合会等の営む業務のために営むもの

ロ 第六十四条第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合（信用金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げ

する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの
「項を加える。」

る業務を、それぞれ除く。)

16 法第三十二条第七項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項(第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十一項、第十二項及び前項第二号に規定する議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第七十一条 法第五十四条の二十一第八項又は第五十四条の第二十三項第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を保有している認可対象会社(信用金庫にあつては、法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、信用金庫連合会にあつては、法第五十四条の第二十三第四項に規定する認可対象会社をいう。)又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 法第五十四条の二十一第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)

二 法第五十四条の二十一第四項ただし書

三 法第五十四条の二十三第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)

13 法第三十二条第七項の規定は、第六項、第七項(第八項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第七十一条 法第五十四条の二十一第七項(法第五十四条の第二十三項第十八項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の第二十三第六項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

- 四 法第五十四条の二十三第五項ただし書
- 五 法第五十四条の二十三第八項
- 六 法第五十四条の二十三第十一項
- 七 法第五十四条の二十三第十二項ただし書
- 八 法第五十四条の二十三第十四項

(資産の評価)

第七十三条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日にお

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

(資産の評価)

第七十三条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日にお

いてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならぬ。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第九十九条の二 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第八十五条の四第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務

いてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならぬ。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第九十九条の二 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第八十五条の四第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務

の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第七十条の二の八第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第八十五条の四第二項第一号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

〔項を削る。〕

の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第七十条の二の八第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第八十五条の四第二項第一号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

2

法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、

同項第二号に掲げる行為（同条第一項の登録を受けた信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該信用金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十五条の五第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九条の十九 法第八十五条の十二第一項の申請をしようとする

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九条の十九 法第八十五条の十二第一項の申請をしようとする

る者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第七十條の二十及び第七十條の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第八十五條の十二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

る者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第七十條の二十及び第七十條の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第八十五條の十二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

- 二 全ての金庫の説明会への出席の有無
- 三 全ての金庫の意見書の提出の有無
- 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 五 提出を受けた意見書に法第八十五条の十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、金庫から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- 4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(届出事項)

- 第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 金庫を代表する理事又は金庫の常務に従事する役員若しくは支配人の就任又は退任があつた場合
 - 二 法第三十二条第五項に規定する者に該当する監事の就任又は退任があつた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
 - 三 法第三十八条の二第一項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合
 - 四 第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法

- 二 全ての金庫の説明会への出席の有無
 - 三 全ての金庫の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第八十五条の十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
 - 3 前項の書類には、金庫から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- 「項を加える。」

(届出事項)

- 第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 金庫を代表する理事又は金庫の常務に従事する役員若しくは支配人の就任又は退任があつた場合
 - 二 法第三十二条第五項に規定する者に該当する監事の就任又は退任があつた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
 - 三 法第三十八条の二第一項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合
 - 四 第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法

の変更、同条第二号イからニまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合
(次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 従たる事務所の名称の変更をする場合

六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合(前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)

七 第十七条第三号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合

八 事務所の位置を変更しようとする場合(法第三十一条の規定による認可を受けて事務所的位置を変更しようとする場合、第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

の変更、同条第二号イからハまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合
(次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所的位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 従たる事務所の名称の変更をする場合

六 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をした場合(前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。)

七 第十七条第三号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合

八 事務所の位置を変更しようとする場合(法第三十一条の規定による認可を受けて事務所的位置を変更しようとする場合、第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復
する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該
当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変
更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に
限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復
する場合

九 信用金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変
更し、又は当該契約を終了した場合（委託した信用金庫代理業
を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

九の二 法第五十三条第三項若しくは第五十四条第四項に規定す
る業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契
約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

十 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（
金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部
のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又
は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした
場合

十の二 外国において法第五十三条第三項又は第五十四条第四項
に規定する業務の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設
備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復
する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該
当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 増改築その他のやむを得ない理由により出張所の位置の変
更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に
限る。）

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復
する場合

九 信用金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変
更し、又は当該契約を終了した場合（委託した信用金庫代理業
を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

九の二 法第五十三条第三項若しくは第五十四条第四項に規定す
る業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契
約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

十 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（
金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部
のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又
は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした
場合

十の二 外国において法第五十三条第三項又は第五十四条第四項
に規定する業務の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設
備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備

において行う業務の内容の変更をしようとする場合

十の三 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継

し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業務高度化等会社にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十五号において同じ。）とした場合（法第八十七条第一項第二号の規定及び第十三号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

十二 法第五十四条の二十三第四項の規定による認可を受けて信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超

において行う業務の内容の変更をしようとする場合

十の三 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継

し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第八十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

〔号を加える。〕

えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号及び第十八号に該当する場合を除く。）

十三 子会社対象会社以外の外国の会社（法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第五十条の二十三第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の規定による認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第八十七条第一項第三号又は第四号に該当する場合を除く。）

十四 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第八十七条第一項第三号から第五号までに該当する場合及び第十一号に該当する場合を除く。）

〔号を削る。〕

十五 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第八十七条第一項第三号又は第四号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十六 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十一の二 法第五十四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合

〔号を加える。〕

十二 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十三 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第八十七条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

十三の二 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

「号を削る。」

十七 法第五十四条の二十三第十四項の規定による承認を受けた事項を実行した場合（法第八十七条第一項第三号又は第四号に該当する場合を除く。）

十八 第二百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十四条の二十三第四項の規定による認可を受けて信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十九 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

二十 金庫又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該金庫の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

「号を削る。」

十三の三 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十四 金庫又はその子会社が、第六十七条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が

二十一 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

二十二 信用金庫連合会において、特定取引勘定を設けようとする場合

二十三 信用金庫連合会において、特定取引勘定を廃止しようとする場合

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第八十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十七号に該当する場合を除く。）

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十八号に該当する場合を除く。）

十六の二 信用金庫連合会において、特定取引勘定を設けようとする場合

十六の三 信用金庫連合会において、特定取引勘定を廃止しようとする場合

十七 第一百七十七条に規定する子法人等又は第二百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第五十四条の二十三第六項の規定による認可に伴い信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

十八 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

二十四 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社（信用金庫にあつては、法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、信用金庫連合会にあつては、法第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第八十七条第一項第五号に該当する場合を除く。）

二十五 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

二十六 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第五十四条の二十三第一項第十四号に掲げる会社（当該信用金庫連合会の子会社及び他業務高度化等会社を除く。）又は信用金庫連合会の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業務高度化等会社となつたことを知つた場合

二十七 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

「号を加える。」

「号を加える。」

二十 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。

。

二十八 外国において駐在員事務所を設置しようとする場合

二十九 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

三十 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第一百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第三項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

三十一 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十七号及び第三十八号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

三十二 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

三十三 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

三十四 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

。

二十一 外国において駐在員事務所を設置しようとする場合

二十二の二 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第一百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第三項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

二十三 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十四 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

二十五 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

二十六 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

三十五 金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

〔号を削る。〕

三十六 金庫が法第三十八条第一項の規定により作成する書類を通常総会に提出した場合

三十七 専ら金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十八 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（金庫である信用金庫代理業者が変更した場合を除く。）

二 信用金庫代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 削除

四 信用金庫代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

二十七 金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

二十八 削除

二十九 金庫が法第三十八条第一項の規定により作成する書類を通常総会に提出した場合

三十 専ら金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十一 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（金庫である信用金庫代理業者が変更した場合を除く。）

二 信用金庫代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 削除

四 信用金庫代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

五 特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 信用金庫代理業を再委託した場合（金庫である信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）が再委託をした場合に限り。）であつて、当該再委託を受けた信用金庫代理業再委託者（同項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3 法第八十七条第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第七十条の二第二項及び第七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

五 特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 信用金庫代理業を再委託した場合（金庫である信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）が再委託をした場合に限り。）であつて、当該再委託を受けた信用金庫代理業再委託者（同項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3 法第八十七条第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第七十条の二第二項及び第七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

-
- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
 - 二 法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約の内容を変更した場合
 - 三 第七十条の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合
 - 四 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。
 - 一 第一項第九号及び第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書面
イ 理由書
 - ロ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し
 - ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面
 - 二 第一項第二十二号に掲げる場合 次に掲げる書面
 - イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面
 - ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面
 - ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面
-

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
 - 二 法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約の内容を変更した場合
 - 三 第七十条の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合
 - 四 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。
 - 一 第一項第九号及び第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書面
イ 理由書
 - ロ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し
 - ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面
 - 二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面
 - イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面
 - ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面
 - ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面
-

- 二 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第七十七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面
- ホ 勘定間振替（第七十七条第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面
- 三 第一項第三十六号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書
- 四 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し
- 5 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 一 法第八十七条第一項第五号に該当するときの届出
- 二 第一項第六号、第八号の二又は第十号に該当するときの届出
- 三 第一項第十四号に該当するときの届出
- 四 法第八十七条第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出
- 6 第一項第三十五号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこ

- 二 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第七十七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面
- ホ 勘定間振替（第七十七条第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面
- 三 第一項第二十九号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書
- 四 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し
- 5 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 一 法第八十七条第一項第五号に該当するときの届出
- 二 第一項第六号、第八号の二又は第十号に該当するときの届出
「号を加える。」
- 三 法第八十七条第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出
- 6 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこ

とをいう。

- 一 金庫の事業又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）に違反する行為
- 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、金庫の業務又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

- 四 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

- 五 その他金庫の業務又は信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

- 7 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

- 一 第一項第三十五号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

- 二 第二項第六号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日

とをいう。

- 一 金庫の事業又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）に違反する行為
- 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、金庫の業務又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

- 四 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 of 監督当局に報告したもの

- 五 その他金庫の業務又は信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

- 7 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

- 一 第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

- 二 第二項第六号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日

8 第一項第二十一号に掲げる場合において、信用金庫にあつては、法第五十四条の二十一第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなし、信用金庫連合会にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

9 第一項第二十号、第二十一号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、金庫の子会社に該当しないものとみなす。

10 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十一号、第十二号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十一号及び第二十四号から第二十六号まで、第八項並びに第九項に規定する議決権について準用する。

(預金者等に対する情報の提供)

第百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（預金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金

「項を加える。」

「項を加える。」

8 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

(預金者等に対する情報の提供)

第百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（預金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金

利の明示

- 二 取り扱う預金等に係る手数料の明示
- 三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるもの
の明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

イ 名称（通称を含む。）

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

ト 手数料

チ 付加することのできる特約に関する事項

リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十

利の明示

- 二 取り扱う預金等に係る手数料の明示
- 三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるもの
の明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 名称（通称を含む。）

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

ト 手数料

チ 付加することのできる特約に関する事項

リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十

二条第一項第四号ニ及び第七十号の二十五第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
その他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ 法第五十三条第三項第十三号又は法第五十四条第四項第十三号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第

二条第一項第四号ニ及び第七十号の二十五第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
その他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ 法第五十三条第三項第十三号又は法第五十四条第四項第十三号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第

八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。
。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第四百四条第一項第二号及び第七十条の二十五第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 金庫は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金庫は、当該書面を交付したものとみなす。

3 金庫は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる第四条各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。
。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第四百四条第一項第二号及び第七十条の二十五第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 金庫は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金庫は、当該書面を交付したものとみなす。

3 金庫は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる第四条各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四百四条 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第五十三条第三項第五号又は法第五十四条第四項第五号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲

4 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四百四条 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第五十三条第三項第五号又は法第五十四条第四項第五号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲

げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 保険業を行う者が保険者となる保険契約

2 金庫は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（所属外国銀行の説明書類等の縦覧）

第三百三十七条の二 外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ

げる有価証券（国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

2 金庫は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（所属外国銀行の説明書類等の縦覧）

第三百三十七条の二 外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ

。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示さなければならない。

3 外国銀行代理金庫は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しな

。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。

3 外国銀行代理金庫は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しな

ればならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者

ればならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者

の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用金庫代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又

の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用金庫代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又

は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の三に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第五十三条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第十三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八

は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の三に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第五十三条第十二項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第十二項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八

第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用金庫代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所信用金庫代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用金庫代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所信用金庫代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したところのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2) 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所 で信用金庫代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）

）を当該信用金庫代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該信用金庫代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において信用金庫代理業を行わない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用金

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したところのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2) 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所 で信用金庫代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）

）を当該信用金庫代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該信用金庫代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において信用金庫代理業を行わない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用金

庫代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したところのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したところのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

ハ 法第八十五条の二第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等信用金庫代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 信用金庫代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、信用金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

庫代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したところのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したところのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

ハ 法第八十五条の二第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等信用金庫代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 信用金庫代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、信用金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

- 四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
- イ 精神の機能の障害により信用金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
- (1) 法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条の免許を取り消され、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

- 四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
- イ 精神の機能の障害により信用金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
- (1) 法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条の免許を取り消され、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一

項の許可を取り消された場合

- (5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

- (6) 農業協同組合法第九十二條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五條の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (7) 水産業協同組合法第八條第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四條の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (8) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六

項の許可を取り消された場合

- (5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

- (6) 農業協同組合法第九十二條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五條の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (7) 水産業協同組合法第八條第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四條の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (8) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六

第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可

第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可

若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号

若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号

を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会

を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会

計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

られた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

られた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため信用金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が信用金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 信用金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため信用金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が信用金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 信用金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（

資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属信用金庫から地域における人口の減少等に伴う当該所属信用金庫の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて信用金庫代理業を営む場合を除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、信用金庫代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他信用金庫代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属信用金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第二

資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、信用金庫代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他信用金庫代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属信用金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が

号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること
(その業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が
相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつ
ては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。)

イ 所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担
保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外
を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のい
ずれにも該当すること(イに該当する場合を除く。)

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付
契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審
査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信
用金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容と
する契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ
顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属信用金
庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所
属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる
重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き
、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第二号に
掲げる行為(所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は
国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方
法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契
約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係
るものを除く。)

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査
に関するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用

金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

別紙様式第 17 号（第 146 条関係）

[略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和 43 年法律第 86 号）第 51 条の 2 第 1 項（同法第 67 条において準用する場合を含む。以下 4 において同じ。）の規定により法第 85 条の 2 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項の規定により法第 85 条の 2 第 1 項の許可を受けたものとみなされた信用金庫代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第 18 号（第 165 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

信用金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

（記載上の注意）

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

（記載上の注意）

別紙様式第 17 号（第 146 条関係）

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

[加える。]

別紙様式第 18 号（第 165 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

信用金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 略]

別紙様式第19号（第165条第1項関係）（日本産業規格A4）

信用金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 略]

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 同左]

別紙様式第19号（第165条第1項関係）（日本産業規格A4）

信用金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。